

タイトル	提出先	発信日
修理条項法案に対する意見提出	台湾經濟部 智慧財産局	2021年2月21日

台湾の修理条項法案(院総第474号 委員提案第24457号)について以下のとおり意見を提出します。

台湾では、台湾企業及び台湾に進出している企業が雇用を創出し、開発拠点を設けております。台湾での自動車産業は自動車製造会社と自動車部品製造会社だけで約10万人、そして製造された製品を流通する流通会社、製品を販売し、特定の車両や製品が生産終了した後もユーザーへのアフターフォローサービスをする販売会社等を含めれば、裾野の大変広い就業者数を抱える台湾での代表的な基幹産業の一つであります。台湾で自動車関連産業が成長したのは、公平・公正な知財制度を設け、産業の発展を促進した貴局による長年の努力が大きく寄与していると認識しています。事実、昨年登録された意匠出願の中でも、自動車部品関連の意匠が最も多くを占めるまでになっています。これは、台湾専利法により自動車部品を始めとした意匠の創作が奨励されており、意匠権が適切に保護・利用されたことが大きく寄与していることを示すものと認識しています。

このように、台湾での産業の発展を促進するためには意匠の創作と意匠権の適切な保護・利用が重要である一方、本法案は、自動車又はその他動力車両の修理において、本来の外観に修復させるための部品に意匠権の効力を及ばないとするものです。

本法案により意匠権の保護が後退し、多くの企業が意匠権で保護されていた修理部品を製造できるようになれば、外観形状だけを合わせただけで、安全性の試験や耐久テストを行っていないような、安全性や耐久性が疑わしい修理部品に意匠権は及ばなくなります。例えば、そのような粗悪な修理部品が台湾に輸入され、広く流通されれば、台湾の消費者の安全性が損なわれかねないこととなりますので、法改正には慎重な判断を希望します。

また、本法案は修理費の低減を図り、提出された背景があることは承知しており、短期的には修理部品の価格が低下する可能性はあるものの、長期的に見れば、前述の台湾企業および台湾に進出している企業が台湾にて雇用を創出し、開発拠点を設け、その開発成果としての知財権を保護したいところ、修理条項が追加され、開発した製品が知財権で保護できなくなれば、開発投資の回収が困難になります。そうなれば、台湾でのイノベーション機運の低下につながり、開発拠点を設け雇用を維持することが難しくなるという事態になることが懸念されます。

そこで、これまで知的財産の保護・活用に尽力し、イノベーションの創出を率先してきた貴局には、価格低下といった短期的な効果だけではなく、台湾消費者の安全の確保、イノベーションへの影響といった長期的な影響についても十分考慮し、台湾内外のステークホルダーとの意見交換の場を設けるなど、本法案の導入について慎重な検討を台湾において喚起していただきたく、本意見を提出した次第です。

本意見が台湾の消費者の安全を守り、イノベーションを一層促進し、台湾の自動車関連産業の更なる発展に寄与することを期待します。